

区立小中学校における適正規模・学級編制等について

1. 適正規模の目的とは

義務教育段階の学校は児童生徒の能力を伸ばしつつ、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて社会性や規範意識を身につけさせることが重要であるが、一般的に学級数が少ない学校では、教育上の課題が生じやすいとされている。一方、集団規模が過大となった場合、児童生徒一人ひとりの把握やきめ細かな指導、学校行事で活躍できる場を提供することが難しくなり、学校運営全般にわたり支障が生じる可能性が懸念される。

児童生徒にとって良好な教育環境を整えるため、学校規模による強みを生かし、課題を解消、最小化するため、小・中学校では一定の集団規模を確保する必要がある。

2. 適正規模に関する考え方

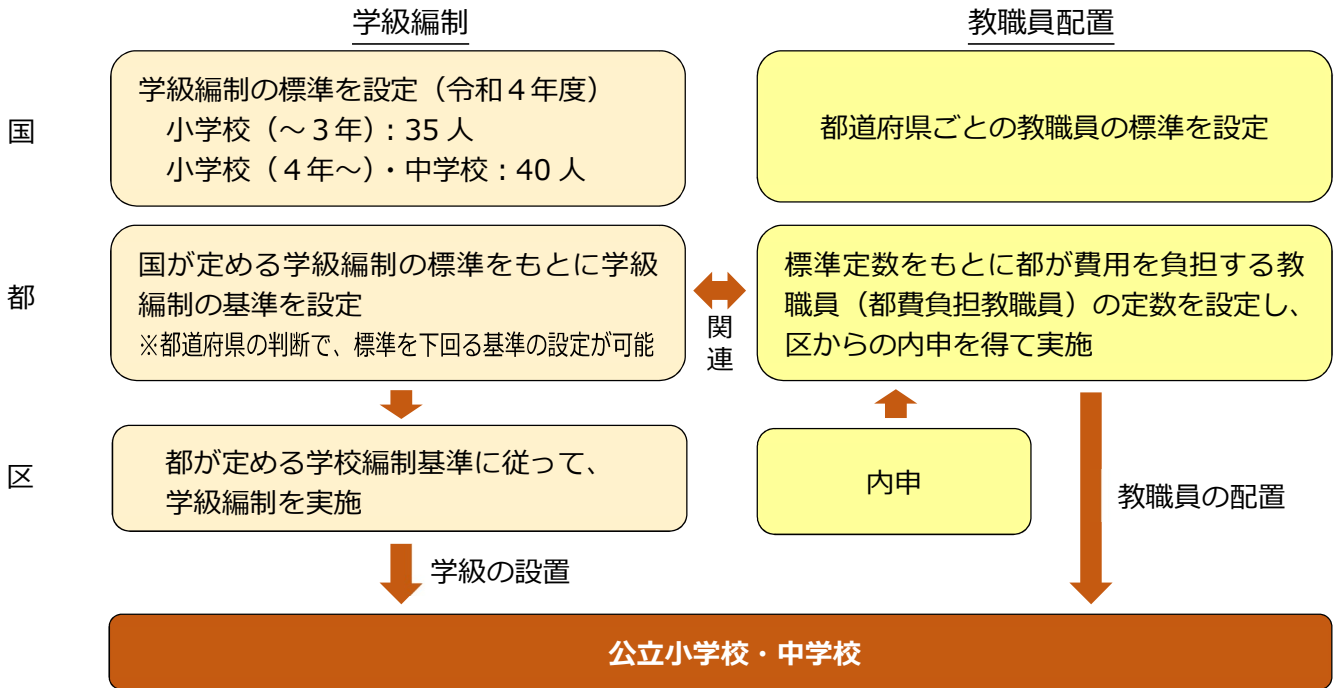
国	<p>○学校教育法施行規則（※抜粋） 小中学校とも、12 学級以上 18 学級以下を標準とする ただし、地域の実態その他により特別の事情のある時はこの限りでない。</p> <p>○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（※抜粋） 適正な規模の条件は、小学校及び中学校ともおおむね 12 学級から 18 学級まで ※ 5 学級以下の学級数の小学校もしくは中学校と適正な規模の学校を統合する場合には 24 学級まで</p>
区	<p>○審議会答申（平成 24 年） 小学校：12 学級から 18 学級（1 学級あたり 20 人から 30 人） 中学校：12 学級から 15 学級（1 学級あたり 30 人から 35 人）</p>

3. 学級編制と教職員配置の基準について

東京都における公立小・中学校の正規教職員の定員（各校の教職員配置人数）は、各年度において東京都が定める「教職員定員配当方針」に基づき、各校の学級数を基礎として算出します。

また、上記の学級数を基礎として算出する教職員定数のほか、「中 1 ギャップの予防・解決」などのために追加配当する教員定数（加配定数）が配置されます。

【参考】学級編制及び教職員配置に関する国・都・区の役割



(別表)

令和4年度小学校及び義務教育学校前期課程教職員定数配当基準表

学級数	教員定数				事務職員定数	計	学級数	教員定数				事務職員定数	計
	校長	副校長	教諭	養護教諭				校長	副校長	教諭	養護教諭		
1	1	1	2	1	0	5	21	1	1	24	1	1	28
2	1	1	3	1	0	6	22	1	1	25	1	1	29
3	1	1	4	1	1	8	23	1	1	26	1	1	30
4	1	1	5	1	1	9	24	1	1	27	1	1	31
5	1	1	6	1	1	10	25	1	1	28	1	1	32
6	1	1	8	1	1	12	26	1	1	29	2	1	34
7	1	1	9	1	1	13	27	1	1	30	2	1	35
8	1	1	10	1	1	14	28	1	1	31	2	1	36
9	1	1	11	1	1	15	29	1	2	32	2	1	38
10	1	1	12	1	1	16	30	1	2	33	2	1	39
11	1	1	13	1	1	17	31	1	2	34	2	1	40
12	1	1	14	1	1	18	32	1	2	35	2	1	41
13	1	1	15	1	1	19	33	1	2	36	2	1	42
14	1	1	16	1	1	20	34	1	2	37	2	1	43
15	1	1	17	1	1	21	35	1	2	38	2	1	44
16	1	1	18	1	1	22	36	1	2	39	2	1	45
17	1	1	20	1	1	24	37	1	2	40	2	1	46
18	1	1	21	1	1	25	38	1	2	41	2	1	47
19	1	1	22	1	1	26	39	1	2	42	2	1	48
20	1	1	23	1	1	27	40	1	2	43	2	1	49

- (注) 1 学級数は第一学年から第三学年までは35人編制、第四学年から第六学年までは40人編制による基準学級数とする。
2 分校は、校長定数、養護教諭定数及び事務職員定数を減ずる。
3 副校長及び養護教諭の定数は、特別支援学級(固定)を含む学級数を基準とする。
4 義務教育学校の校長定数は、「令和4年度東京都公立義務教育学校教職員定数配当方針」で別途定める基準とする。

(別表)

令和4年度中学校及び義務教育学校後期課程教職員定数配当基準表

学級数	教員定数				事務職員定数	計	学級数	教員定数				事務職員定数	計
	校長	副校長	教諭	養護教諭				校長	副校長	教諭	養護教諭		
1	1	1	4	1	1	8	21	1	1	33	1	1	37
2	1	1	5	1	1	9	22	1	1	34	1	1	38
3	1	1	9	1	1	13	23	1	1	36	1	1	40
4	1	1	9	1	1	13	24	1	1	37	1	1	41
5	1	1	9	1	1	13	25	1	1	39	1	1	43
6	1	1	10	1	1	14	26	1	1	39	2	1	44
7	1	1	12	1	1	16	27	1	1	41	2	1	46
8	1	1	13	1	1	17	28	1	1	42	2	1	47
9	1	1	14	1	1	18	29	1	2	44	2	1	50
10	1	1	15	1	1	19	30	1	2	45	2	1	51
11	1	1	16	1	1	20	31	1	2	47	2	1	53
12	1	1	18	1	1	22	32	1	2	49	2	1	55
13	1	1	19	1	1	23	33	1	2	51	2	1	57
14	1	1	20	1	1	24	34	1	2	53	2	1	59
15	1	1	22	1	1	26	35	1	2	54	2	1	60
16	1	1	24	1	1	28	36	1	2	55	2	1	61
17	1	1	25	1	1	29	37	1	2	57	2	1	63
18	1	1	27	1	1	31	38	1	2	59	2	1	65
19	1	1	29	1	1	33	39	1	2	60	2	1	66
20	1	1	31	1	1	35	40	1	2	61	2	1	67

- (注) 1 学級数は40人編制による基準学級数とする。
2 分校は、校長定数、養護教諭定数及び事務職員定数を減ずる。
3 副校長及び養護教諭の定数は、特別支援学級(固定)を含む学級数を基準とする。
4 18学級以上校には、生活指導担当分の定数を含む。
5 義務教育学校の校長定数は、「令和4年度東京都公立義務教育学校教職員定数配当方針」で別途定める基準とする。